

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

国の通知に基づく神奈川県肝炎治療医療給付等は保険診療であることを前提に自己負担分に対して給付を行うこととなっているため、従前は申請者から紙の健康保険証のコピーの提出を受けて健康保険に加入していることを確認していたが、令和6年12月に紙の健康保険証が廃止されることに伴い、マイナンバーを使って健康保険の加入情報を照会できるようにする必要がある。そのため、規則別表第1に当該事務を追加した上で、マイナンバー法第19条第9号の規定に基づく個人情報保護委員会への届出を行うことにより、当該情報の照会を可能とする。

2 改正の内容

次のとおり別表第1に追加する。

執行機関	事務
6 条例別表第1の6の項に掲げる事務	1 肝炎患者等に対する肝炎の治療に係る医療の給付を受けるための証明書（以下「肝炎治療受給者証」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (以下略)
7 条例別表第1の7の項に掲げる事務	1 先天性血液凝固因子欠乏症又は血液凝固因子製剤に起因するヒト免疫不全ウイルス感染症の患者に対するそれらの疾病の治療に係る医療の給付を受けるための証明書（以下「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (以下略)
8 条例別表第1の8の項に掲げる事務	1 スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性すい炎又はプリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）の患者に対するそれらの疾病の治療に係る医療の給付を受けるための証明書（以下「特定疾患医療受給者証」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (以下略)

3 施行時期

令和6年8月31日